平成 23 年 12 月 20 日

各　位

会 社 名　　アジア・アライアンス・
ホールディングス株式会社
代表者名　　代表取締役社長　　髙森　幸太郎
（コード番号：9318　東証第 2 部）
問合せ先　　経営企画部長　　上野　弘行
（TEL：03-5638-8562）

訴訟の判決に関するお知らせ

当社、当社子会社である株式会社ジェイ・アセット（現在清算手続中。以下「ジェイ・アセット」といいます。）、豊田博、桝澤徹、髙森幸太郎、後藤光男の各氏がウェルタイム・キャピタル・ベンチャー・インク（以下「ウェルタイム」といいます。）から平成 22 年 4 月 16 日付で提起されていた訴訟について、東京地方裁判所から平成 23 年 12 月 13 日付で判決が言い渡され、12 月 15 日付で判決正本が当社に送達されましたので、その内容と、当社の対応について、下記の通りお知らせいたします。

記

1．訴訟の原因及び判決に至った経緯

ジェイ・アセットは、平成 20 年 3 月期から平成 21 年 3 月期にかけ、当時ジェイ・アセットの子会社であった三生興産株式会社に対する 10 億 1179 万 4520 円の債権および当時当社の子会社であった株式会社テレサイクルサービス長崎に対する 3 億 7790 万 5087 円の債権を、当社に譲渡いたしました。

ジェイ・アセットは、ウェルタイムに対して社債 1 億 5000 万円の債務を負っており、その償還が完了していなかったところ、ウェルタイムは、上記 2 つの債権譲渡が詐害行為にあたり、当該社債が償還されずに損失を被ったなどとして、平成 22 年 4 月 16 日、当社、ジェイ・アセット他 4 名を被告として、当該債権譲渡の取り消し及び当該社債額等に相当する損害金として 1 億 6500 万円の支払い等を求める訴訟を提起していました。

2．訴訟を提起した者（原告）

（1）	名　　称	ウェルタイム・キャピタル・ベンチャー・インク (WELL-TIME CAPITAL VENTURES INC.)
（2）	所　在　地	Portucullis TrustNet Chambers, P. O. Box 3444, Road Town, Tortola, British Virgin Islands
（3）	代表者の役職・氏名	代表取締役　STANLEY GAN GUAN HONG

3．判決の内容（概要）

(1) 被告らは、原告に対し、連帯して、1100 万円並びにうち 1000 万円に対しては平成 20 年 5 月 30 日から、及びうち 100 万円に対しては平成 22 年 5 月 1 日から、それぞれ支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

(2) 被告株式会社ジェイ・アセットの被告アジア・アライアンス・ホールディングス株式会社に対する平成 19 年 7 月 31 日における三生興産株式会社に対する 10 億 1179 万 4520 円の貸付金債権の譲渡契約を取り消す。

(3) 被告株式会社ジェイ・アセットの被告アジア・アライアンス・ホールディングス株式会社に対する平成20年5月30日における株式会社テレサイクルサービス長崎に対する3億7790万5087円の貸付金債権の譲渡契約を取り消す。
(4) 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
(5) 訴訟費用は、これを2分し、その1を原告の負担とし、その余を被告らの負担とする。
(6) この判決は第1項に限り仮に執行することができる。

4．今後の見通し

原告の請求をいずれも棄却するとの判決を求めていた当社の主張の正当性が一部認められなかったことは誠に遺憾であり、判決内容を十分に検討し、12月16日に控訴の手続きを取りました。控訴により、判決は確定しておりません。したがって、現時点において業績に与える影響は未定です。

なお、本件に関して開示すべき事項が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以　上